

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を 改正する規則について

1 改正理由

「難病患者の県有施設の使用料等の減免について（お願い）」（令和 8 年 5 月 28 日付け健康福祉部長通知）により、難病患者の外出や文化・スポーツ活動の機会を広げ、日々の生活の質の向上を図ることを目的として、障害者への使用料等の減免措置を実施している施設において「難病患者」の方にも同様の措置を講ずるよう依頼があったため、所要の改正を行うものです。

2 改正する規則の名称

- ・群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則
（昭和 62 年群馬県教育委員会規則第 11 号）
- ・群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則
（平成 11 年群馬県教育委員会規則第 8 号）
- ・群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例施行規則
（平成 17 年群馬県教育委員会規則第 27 号）

3 改正の内容

各規則の使用料等の減免対象者に「指定難病患者」及び「小児慢性特定疾病患者」を追加します。

4 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日